

税の申告その前に

～申告の日程が変更になります！～

★課税課 ☎ 21123

市では、2月13日(月)から3月15日(木)まで『平成24年度市民税・県民税申告』と『平成23年分所得税の確定申告』(還付申告などの簡易な申告のみ)の申告相談を行います。
日程表(左ページ)とよくあるお問い合わせについてお知らせしますので、申告が必要な人は、期限内の申告をお願いします。

相談日にご注意ください

2月13日(月)から2月18日(土)までは、児玉総合支所での申告相談となります。市役所での申告相談は、2月20日(月)からとなりますので、日程表をご確認のうえ、会場を間違えないようにお越しください。

所得税の還付を受ける人へ

所得税の還付を受けるための申告書は、1月4日(火)から本庄税務署に提出又はe-Taxを利用して提出することができます。

申告期間中は会場が非常に混み合いますので、還付申告をする人は早めの申告をお願いします。

還付申告説明会(下記)及び税理士による無料税務相談(8ページ)もご利用ください。

よくあるお問い合わせ

◎収入や所得がなくても申告は必要ですか？

▶収入や所得がなくても次のいずれかに該当する人は、市民税・県民税申告をお願いします。
・16歳以上の国民健康保険加入者とその世帯主

・介護保険加入者
・後期高齢者医療保険加入者
・市営・県営住宅入居者

・所得・課税証明書が必要な人

◎申告では、どのような書類が必要ですか？

▶次の書類を用意してください。

①印鑑
②源泉徴収票等の収入の証明となるもの(事業所得者は収支内訳書等、利子や配当がある人は支払調書)

③雑損、医療費、社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金の控除を受ける人は、領収書又は証明書等

※国民年金保険料を控除にとる人は、日本年金機構から送付されている「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付等が必要です。

④障害者控除を受ける人は、障害者手帳など

所得税の還付申告説明会のお知らせ

◎平成23年分の所得税の還付申告(医療費控除)説明会を開催

本庄税務署、本庄市、美里町、神川町、上里町、税理士会本庄支部の共同開催で実施します。説明を聞きながらご自分で確定申告書を作成し、その会場で提出することができます。

日時・会場

日程	時間	会場
2月2日(休)	午前10時から2時間程度(受付開始:午前9時30分)	中央公民館
2月3日(金)	※説明会開始後の入場はできません。	上里町役場4階

※来年は、還付申告説明会を開催いたしません。

対象 給与所得者で年末調整が済んでおり、その給与以外に所得がなく医療費控除を受ける人(説明に従って、自分で計算・記入していきます。)

用意

- ・平成23年分給与所得の源泉徴収票の原本(源泉徴収税額がないと還付金が発生しません。)
- ・医療費の領収書(事前に「医療費の明細」をご記入のうえ、お持ちください。)
- ・保険金などで補填された金額の分かるもの
- ・印鑑、計算機、筆記用具、のり
- ・還付金の振込口座の分かるもの(メモ等)

※還付金の振込口座は、申告者本人名義の口座に限ります。

※お問い合わせは下記へ

★本庄税務署個人課税部門 ☎ 21111 (自動音声案内)



申告日程表 (受付時間：午前9時～正午、午後1時～4時)

月	日	曜日	地 区	会場
2月	13	月	第一金屋、第二金屋、第三金屋、長沖	総合支所大会議室
	14	火	宮内、飯倉、田端、保木野、塩谷、高柳	
	15	水	秋山、風洞、西小平、東小平	
	16	木	長浜町、鍛冶町、上町、下町	
	17	金	仲町、新町、連雀町、本町、本泉全域	
	18	土	市内全域 (市民税・県民税申告優先)	
	20	月	南、前原、緑、栗崎	
	21	火	東台、住居表示外 (照若町・本町・台町・諏訪町)	
	22	水	日の出	
	23	木	朝日町、五十子、東富田、今井	
	24	金	四季の里、北堀、西五十子、東五十子、四方田	
	27	月	寿、けや木	
	3月	1	木	
2		金	千代田、見福	
4		日	市内全域 (市民税・県民税申告優先)	
5		月	中央、本庄	
6		火	若泉、銀座	
7		水	吉田林、上真下、下真下、共栄 (全域)、高関	
8		木	西富田、蛭川、下浅見、入浅見	
9		金	小島	
12		月	栄	
13		火	小島南、下野堂	
14		水	柏、駅南	
15		木	市内全域 (市民税・県民税申告優先)	

◎確定申告をして、所得税が非課税となりましたが、市民税・県民税は課税されました。なぜですか？
 A 所得税と市民税・県民税では、控除の金額や課税の計算方法が異なるため、同じ所得金額でも、所得税は非課税で、市民税・県民税は課税になる場合があります。この

ため、確定申告をする際には、社会保険料控除、生命保険料控除、障害者控除、寡婦(夫)控除、扶養控除などを忘れずに申告してください。
 ◎営業収入等の收支内訳書は市で作成してもらえますか？
 A 作成はしません。営業収入、農業

収入、不動産収入等のある人は、申告の前に收支内訳書を作成してください。收支内訳書が作成されていないと、申告を受け付けることができませんので、ご注意ください。



◎医療費控除を受けたいのですが必要な書類は何ですか？市で作成してもらえますか？
 A 支払った医療費の領収書と「医療費の明細書」(※1)が必要で、事前に診療を受けた人ごと・医療機関ごとの明細書を作成してください。收支内訳書と同様に、市では計算や明細書の作成は行いません。なお、健康保険、生命保険の制度等からの補填金分は、医療費から差し引かれます。

※1 「医療費の明細書」は、税務署、課税課(市役所1階)、市民福祉課(総合支所1階)の窓口又は市ホームページから入手できます。

公的年金等に係る雑所得を有する人の所得税の確定申告不要制度が創設されました

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告書の提出は不要となりました。

※該当する人であっても、住民税(市民税・県民税)の申告は必要です。

*お問い合わせは左記へ

★本庄税務署 ☎2111 (自動音声案内)